

スポーツ施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部  
「スポーツのまち」づくり課長 大林 均世

国の緊急事態宣言対象区域の解除に伴うスポーツ施設の一部再開について  
(令和2年5月15日時点)

日頃より本市スポーツ振興に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年5月14日、国は愛知県を「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域から解除すると発表し、愛知県におきましては、県の緊急事態宣言を緩和した上で、引き続き、休業要請等の取組を継続しております。

これを受け本市といたしましては、感染症対策を徹底した上で、別紙のとおり市内のスポーツ施設の一部を再開することといたしました。

施設を利用するにあたっては、一部制限を設けさせていただきますが、詳細な利用上の注意事項等につきましては、現在検討中のため、決定し次第、改めて市ホームページなどでお知らせさせていただきます。

なお、今後の国や県の方針によっては対応を変更する場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

1. 再開日時

令和2年5月26日（火）から

2. 再開施設

別紙のとおり

3. 申込方法

従来通り、各施設の窓口もしくはインターネットから申込み

<問合先>

豊橋市役所 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課

電話：0532-51-2865 Fax：0532-56-3005 Email: [sports@city.toyohashi.lg.jp](mailto:sports@city.toyohashi.lg.jp)

<各施設連絡先>

- ・岩田運動公園、グリーンスポーツセンター、万場調整池庭球場 電話：0532-63-3031
- ・総合体育館、地区体育館、トレーニングセンター、かもめ広場 電話：0532-32-9611
- ・アクアリーナ豊橋 電話：0532-31-4781
- ・豊橋公園、運動広場 電話：0532-56-6051

## 1. 5月26日から開館する施設一覧

別紙

注 ○印のついた施設については、5月25日から開館します。

施設名称		特記事項
豊橋公園	豊橋球場	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る
	陸上競技場	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る コンディショニングルームは利用不可
	硬式・軟式庭球場	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る
	東田球場	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る
○	高師緑地馬場	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る
	グリーンスポーツセンター	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る
岩田運動公園	市民球場	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る
	市民球技場	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る
	庭球場	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る
総合スポーツ公園	総合スポーツ公園サッカー場	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る
	万場調整池庭球場	大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止原則、豊橋市民のみの利用に限る

※1 混雑時等には利用人数を制限することがあります。

※2 上記のほか、明海広場、石巻運動広場、向山運動広場等の各運動広場についても開館します。

## 2. 引き続き休館する施設一覧

施設名称		特記事項
屋内プール・アイスアリーナ		
豊橋公園	武道館	アーチェリー場のみ開館 ・大会、試合など密集、密接が想定される利用は禁止 ・原則、豊橋市民のみの利用に限る
地区体育館		
トレーニングセンター		屋外施設は施設のメンテナンスが終了次第開館
岩田運動公園	市民クラブハウス	
総合スポーツ公園	総合体育館	